

## 平成 30 年度 4 月教育委員会議定例会議事日程

日 時 平成 30 年 4 月 27 日 (金)

午前 9 時 30 分より

場 所 町民センター2A クラブ室

- 1 開会宣言
- 2 署名委員の指名
- 3 職員紹介
- 4 教育長事務報告
- 5 付議事項
- 6 報告・協議事項
  - (1) 各種補助金交付要綱の制定について (報告) 資料No. 1
  - (2) 県市町村教育委員連合会総会報告について (報告)
  - (3) 平成 29 年度第 8 回「にのみや 子ども はぐくみ塾」開催状況報告について (報告) 資料No. 2
  - (4) その他
- \* 次回教育委員会議予定
- 7 閉会宣言

平成 30 年度 二宮町教育委員会職員名簿

(平成 30 年 4 月 1 日)

事務局職員

※異動者

役 職	氏 名
教育部長	※ 志賀 道郎
教育総務課長	※ 小笠原 純二
教育総務班 班長	竹本 直昭
〃 副主幹	※ 生井 幸子
〃 主事	鈴木 勇人
指導班 班長	※ 寺口 瑞紀
〃 主幹兼指導主事	永井 貴幸
〃 主幹兼指導主事	境野 朋美
〃 主査	込山 久美子
学校給食センター 主事	渡邊 一充
〃 栄養教諭	※ 岡根 直子 【一色小学校】
〃 学校栄養技師	※ 富田 佑美 【二宮中学校】
教育研究所 教育支援室専任教諭	山田 由紀恵 【二宮西中学校】
生涯学習課長	※ 小島 孝紀
生涯学習・スポーツ班班長	武井 幹雄
〃 副主幹	須賀 亜希穂
〃 主任主事	※ 加藤 庸介
〃 主事	川村 純
〃 主事	木本 盛之
〃 主事	鮎沢 裕俊
〃 主事補	※ 野住 翔二郎
図書館長	三浦 牧子
図書館班 班長	丹羽 朋子
〃 主査	稗田 倫子

平成 30 年度 二宮町立小中学校長・教頭名簿

(平成 30 年 4 月 1 日)

学校名	職名	氏名
二宮小学校	校長	本莊 勝康
	教頭	金子 由紀美
一色小学校	校長	古正 栄司
	教頭	栢森 智志
山西小学校	校長	松本 雅志
	教頭	藤田 和人
二宮中学校	校長	鈴木 透
	教頭	岸 陽二
二宮西中学校	校長	和田 智司
	教頭	伊庭 しげみ

平成30年4月定例教育委員会議 教育長事務報告

(H30. 3. 23～H30. 4. 26)

月	日	曜日	内 容
3	23	金	定例教育委員会議
3	25	日	消防団員入退団式
3	26	月	平成30年度補助教材贈呈式
3	28	水	子ども野外研修実行委員会
3	30	金	町職員退職者辞令交付式・教育委員会退職者辞令交付式
3	30	金	臨時教育委員会議
3	31	土	一色小学校地域再生協議会（地域交流ルーム）
4	2	月	教育長辞令交付式
4	2	月	町職員辞令交付式・教育委員会職員辞令交付式
4	2	月	再任用職員辞令交付式
4	2～3	月・火	教育委員会非常勤職員辞令交付式
4	3	火	政策会議
4	5	木	小学校入学式・中学校入学式
4	6	金	小中学校校長会
4	7	土	二宮町子ども会育成会連絡協議会総会
4	9	月	小中学校教頭会
4	10	火	給食センター始業あいさつ
4	11	水	一色小学校区交流ルーム打合せ
4	12	木	生涯学習ボランティア学級講座部会総会
4	12	木	スポーツ推進委員委嘱式
4	13	金	青少年指導員委嘱式
4	14	土	P T A役員研修会
4	16	月	図書館基金寄附受領
4	17	火	政策会議
4	24	火	二宮町民俗芸能保存会総会
4	25	水	議会全員協議会
4	26	木	部の重点施策及び運営方針ヒアリング
4	26	木	中地区教育長会議

## 3月政策会議結果報告

平成30年3月22日（木）開催分

### 【主な付議案件】

- (1) 第3回公共施設再配置・町有地有効活用等検討委員会に提出する資料について  
(政策総務部：協議)  
3月29日（木）に開催された「第3回公共施設再配置・町有地有効活用等検討委員会」に提出する資料の内容（「二宮町小中一貫教育校導入検討会における検討内容報告」を含む）について、協議を行った。
- (2) 第5次二宮町総合計画後期基本計画の策定について (政策総務部：協議)  
第5次二宮町総合計画後期基本計画の策定に伴い、策定体制の確認及び今後の策定スケジュールを確認した。
- (3) 附属機関の見直しについて (政策総務部：報告)  
平成31年度に実施する附属機関の見直しに向けて、平成30年度中に整理を行うことが報告された。
- (4) 二宮町いじめ防止基本方針の改定について (教育委員会：協議)  
国の「いじめの防止等のための基本的な方針」や県の基本方針の改定に伴い、二宮町いじめ防止基本方針を改定するため協議を行った。
- (5) 小中一貫教育校導入検討会における検討内容のまとめ（素案）について  
(教育委員会：報告)  
平成29年度の小中一貫教育校導入検討会での検討内容について報告した。
- (6) 平成30年度二宮町教育委員会基本方針について (教育委員会：報告)  
平成30年度の二宮町教育委員会基本方針について報告した。

### 【情報交換】

- 二宮町総合戦略における施策に一部変更があった。 (政策総務部)
- 二宮町社会福祉協議会の二宮町地域包括支援センターの愛称が、「なのはな」に決定した (健康福祉部)

## 4月政策会議結果報告

平成30年4月3日（火）開催分

### 【町長から】

出先機関も含めた非常勤職員等の窓口対応について、接客マナーの維持・向上に努めること。

### 【主な付議案件】

(1) 平成30年第1回議会定例会の総括質疑及び一般質問について

(政策総務部：協議)

総括質疑及び一般質問における要望事項、課題や担当課等の見解など、議会での内容が報告された。

(2) 庁議の運営について

(政策総務部：報告)

新年度に当たり、政策会議の日程並びに出席者の確認と、部内会議等による会議内容の周知徹底及び意見調整について確認した。

### 【情報交換】

○ 平成30年度の重点施策、平成30年度予算審査特別委員会からの要望に対する対応について、方向性とスケジュールを確認するヒアリングが実施される。

(政策総務部)

○ 春の全国交通安全運動実施に伴い、4月9日（月）に街頭監視を実施する。

(政策総務部)

## 4月政策会議結果報告

平成30年4月17日（火）開催分

### 【主な付議案件】

- (1) 平成30年度監査基本計画について (政策総務部：報告)  
平成30年度監査基本計画が示された。
- (2) 平成31年度県の施策・予算に関する要望について (政策総務部：依頼)  
平成30年度措置状況を踏まえ、県の施策・予算に関する要望項目の整理について依頼があった。
- (3) 二宮町幼・保・小・中一斉避難訓練について (政策総務部：報告)  
6月15日（金）に行われる二宮町幼・保・小・中一斉避難訓練の概要について報告があった。小中学校保護者等からのご意見やご感想については、教育総務課あてにされる。
- (4) 二宮町小中一貫教育校導入における検討内容報告について (教育委員会：協議)  
4月25日（水）の議会全員協議会に報告するために一部修正した内容について協議した。
- (5) 平塚市、大磯町及び二宮町の消防の広域化について (消防本部：協議)  
1市2町における消防の広域化は当面行わず、平成29年度に神奈川県が策定した「消防の連携・協力に関する検討実施要領」に基づき「消防の連携・協力」を推進することとされた。

### 【情報交換】

- COOL BIZ 期間は、5/1～10/31 までで、ノーネクタイまたは無地のポロシャツ等、来庁者が不快に感じることはない服装で執務します。また、今年度も、ニーノ・ミーヤのポロシャツも着用可能とされました。 (政策総務部)
- 町長及び町議会議員選挙は、11月18日執行になりました。ラディアンについては、11/14～11/17まで期日前投票所（展示ギャラリー）になります。 (政策総務部)
- 男女共同参画プラン【改訂版】がまとまりました。 (政策総務部)
- 高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画がまとまりました。 (健康福祉部)

## 教育総務課事業報告

### 事業報告

(平成30年3月24日～平成30年4月27日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
3月26日	月	社会科副読本担当者会	教育支援室	7
3月30日	金	教職員等転退職者辞令交付式	役場	
4月2日	月	教職員等辞令交付式	役場	
4月3日	火	支援教育補助員研修会	町民センター	24
4月5日	水	小・中学校入学式	各小中学校	小174 中211
4月6日	金	小・中学校校長会	役場	11
4月9日	月	小・中学校教頭会	町民センター	11
4月9日	月	小・中学校事務職員会議	町民センター	7
4月10日	火	外国語活動・英語教育担当者会	町民センター	7
4月11日	水	教職員授業力向上研究担当者会	二宮中学校	6
4月12日	木	社会科副読本担当者会	教育支援室	7
4月16日	月	学校事務連携会議	町民センター	8
4月17日	火	小学校外国語活動研修会	町民センター	61
4月18日	水	児童・生徒指導担当者会、教育相談 コーディネーター担当者会	教育支援室	16
4月25日	水	学校保健担当者会	教育支援室	6
4月26日	木	教務担当者会	教育支援室	6

### 事業予定

(平成30年4月28日～平成30年5月18日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
5月1日	火	小・中学校校長会	役場	9
5月2日	水	特別支援教育担当者会	教育支援室	20
5月12日	土	二宮西中学校体育祭	二宮西中学校	
5月15日	火	町初任者研修会	町民センター	9
5月16日	水	学校事務連携会議	町民センター	8
5月17日	木	二宮町図書館・学校図書館連絡会議	二宮小学校	13
5月18日	金	総合教育会議	役場	10



## 学校給食センター

### 事業報告

(平成30年3月24日～平成30年4月27日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
3月28日	水	給食調理用物資納入業者説明会	町民センター	26
4月9日	金	小・中学校給食開始		
4月12日	木	献立会議（給食担当者）	給食センター	8

### 事業予定

(平成30年4月28日～平成30年5月18日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
5月2日	火	納入物資監査	給食センター	
5月8日	火	献立会議（PTA）	給食センター	8
5月10日	木	献立会議（給食担当者）	給食センター	8

## 生涯学習課事業報告（平成30年3月27日～平成30年4月26日）

### 生涯学習・スポーツ班

月／日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	参加人数
4/12	木	スポーツ推進委員委嘱式・第1回連絡協議会	ラディアン ミーティングルーム1	20人	16人
4/13	金	青少年指導員委嘱式・第1回連絡協議会	ラディアン ミーティングルーム1	19人	16人
4/14	土	PTA役員研修会	ラディアン ミーティングルーム2	—	38人
4/20	金	環境浄化パトロール①	町内	10人	8人
4/26	木	第2回スポーツ推進委員連絡協議会	ラディアン ミーティングルーム1	20人	16人

## 生涯学習課事業予定（平成30年4月27日～平成30年5月17日）

### 生涯学習・スポーツ班

月 日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
5/1	火	広域連携中学生交流洋上体験研修事業 実行委員会①	はだのこども館	15:00
4/29～ 5/13	日～ 日	丹沢アートフェスティバル ①「相澤 るつ子展」～Childhood～	ふたみ記念館	10:00 ～ 16:00
4/29～ 5/18	日～ 金	丹沢アートフェスティバル ②「バンブープロジェクト関口展」～竹アート～		
5/16～ 5/31	水～ 木	丹沢アートフェスティバル ③「相澤 秀人展」～Loose Condition～		
5/12	土	子どもチャレンジ教室 「母の日講座」 寄木細工で何プレゼントしようかな	ラディアン ミーティングルーム2	13:30
		第1回子ども会指導者・青少年指導員合同研修会	ラディアン ミーティングルーム2	13:30
5/15	火	にのみや町民大学 「絵手紙を楽しもう。」	ラディアン ミーティングルーム1	13:30
5/16	水	第1回社会教育委員会議（委嘱式・定例会①）	ラディアン ミーティングルーム1	13:30
5/18	金	環境浄化パトロール②	町内	15:00
5/20	日	第1回子ども会リーダー研修会	ラディアン ミーティングルーム2	13:30
5/22	火	にのみや町民大学 「真向法（健康体操）」	ラディアン ミーティングルーム1	13:30

## 生涯学習課事業報告(平成30年3月23日～平成30年4月26日)

### 図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	参加者数等
3/25	日	雑誌リサイクルコーナー	図書館	147冊
3/25	日	にんぎょうげき大会	ミーティングルーム2	子ども46名 大人34名
3/28	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	3名18冊
4/4	日	図書リサイクルコーナー	図書館	258冊
4/11	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	子ども10名 大人11名
4/18	水	ブックスタート(子育て・健康課と共催)	保健センター	35組
4/19	木	託児サービス	ラディアン保育室	2名
4/19	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	5名43冊
4/20	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	子ども27名 大人26名
4/21	土	おおきいおはなし会 - 小学生から	図書館おはなしのへや	子ども4名 大人3名
4/21	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	子ども8名 大人4名
4/25	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	5名29冊
書架整理ボランティア (3/23～4/24 活動日数15日)			図書館	のべ21人/ のべ 25時間15 分

## 生涯学習課事業予定(平成30年4月27日～平成30年5月17日)

### 図書館班

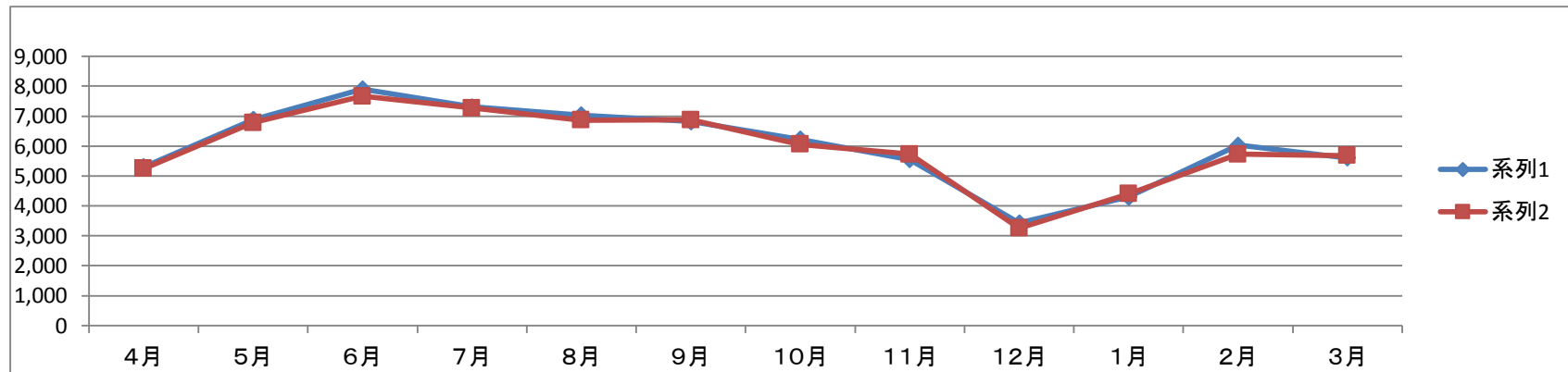
月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	開始時間
5/11	水	図書リサイクルコーナー	図書館	9:30～
5/16	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	10:00～
5/17	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
5/17	木	託児サービス	ラディアン保育室	10:00～
5/17	木	二宮町図書館・学校図書館連絡会議①		

※書架整理ボランティアの活動日:原則 毎週火曜日・土曜日 9:30～17:00

## 町民温水プール利用者状況について

### 28年度と29年度の対比

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
28年度入場者数	5,303	6,887	7,903	7,309	7,033	6,824	6,229	5,546	3,431	4,298	6,029	5,610	72,402
29年度入場者数	5,249	6,782	7,669	7,274	6,866	6,874	6,057	5,732	3,256	4,399	5,731	5,681	71,570
差	-54	-105	-234	-35	-167	50	-172	186	-175	101	-298	71	-832



温水プール入場者前期分(4~3月分)報告	平成29年度	平成28年度
入場者総計(有料・無料入場総計)	71,570人	72,402人
4~3月分売上総数(一般入場・専用利用・パスポート・回数券)	19,110,900円	19,290,150円
パスポート/回数券購入者総数	127件/1,323件	123件/1,110件

二宮町立学校教職員互助会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町立小中学校に勤務する教職員の福利厚生の充実を図るために、二宮町立学校教職員互助会（以下「互助会」という。）の事業実施に要する経費に対し、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金額)

第2条 補助の対象は、互助会が教職員の福利厚生の充実を図るため、会員相互の福祉の増進と学校教育の振興に寄与することを目的として実施する事業に要する経費とする。

2 補助額は、互助会会員1人あたり1,000円とする。

(申請手続等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年6月15日までに規則第4条に規定する交付申請に係る手続をしなければならない。

2 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を通知しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、町長に対して事業完了後速やかに規則第12条に規定する実績報告をしなければならない。

(交付時期)

第4条 この補助金は、町長が交付決定した日から30日以内に交付するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 二宮町立中学校課外クラブ活動大会参加補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、二宮町立中学校に在籍する生徒に広くスポーツ・文化の実践の機会を与え、心身ともに健全な育成を図り、かつ、義務教育における経費負担軽減を図ることを目的とし、中学校の部活動における大会等に参加する生徒の交通に要する経費に対し、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる大会及び演奏会等（以下「補助行事」という。）は、神奈川県中学校体育連盟等、公の機関が主催する大会等で、二宮町立中学校の校長（以下「校長」という。）が認めたものとする。

2 補助金の交付対象となる生徒は、次に掲げる者とする。

- (1) 補助行事に選手又は出演者として参加する生徒（補欠選手及び補助者を含む。）
- (2) その他校長が特に必要と認めたもの。

3 補助金の額は、対象生徒に係る次の各号に定める額の合算額とする。

- (1) 学校と補助行事会場との間の合理的かつ経済的な経路に係る往復の交通費の額（団体割引が適用される場合は、当該割引後の額。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助行事の参加に当たり必要となる経費で校長が特に認めるもの。

(申請手続等)

第3条 補助金の交付を受けようとする校長は、毎年4月30日までに規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。

2 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を通知しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、町長に対して事業完了後速やかに規則第12条に規定する実績報告をしなければならない。

(交付時期)

第4条 この補助金は、町長が交付決定した日から30日以内に交付するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別

に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 二宮町ジュニアリーダー養成研修会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、青少年の健全育成を図り、地域の子ども達のリーダーを目指す人材を養成することを目的として開催される二宮町ジュニアリーダー養成研修会に要する運営を行う二宮町青少年指導員連絡協議会に対し、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用料及び賃借料
- (2) 消耗品費
- (3) 保険料
- (4) 通信運搬費
- (5) 賄材料費
- (6) 備品購入費
- (7) 印刷製本費
- (8) その他町長が認めるもの

(交付基準)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる基準により交付するものとする。

- (1) 補助率 100%
- (2) 補助限度額 240,000円
- (3) 算定方法 補助対象経費×100%
- (4) 補助対象期間 3年まで（ただし、審査のうえ更新することができる。）

(申請手続等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。

2 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を前項の申請を受けた日から30日以内に通知しなければな



らない。

3 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、町長に対して、当該年度の3月末までに実績報告をしなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する町長が定める軽微な変更は、次の各号に掲げた事項のいずれかに該当するものをいう。

（1） 事業費の減額が交付額の20%以内のもの。

（2） 補助対象経費の区分の変更を伴うものにあつては、補助対象経費の合計額が増加しないもの。

（交付時期）

第6条 この補助金は、町長が交付決定した日から30日以内に全部又は一部を概算払いで交付するものとする。

（補助金の返還）

第7条 補助事業者は、規則第13条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合、同条第2項の規定により3月末までに当該差額を返還しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 二宮町子ども会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、子ども会活動の活発化を図り、子どもの健全育成を促進するため、二宮町子ども会育成会連絡協議会に対し、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用料及び賃借料
- (2) 消耗品費
- (3) 保険料
- (4) 通信運搬費
- (5) 賄材料費
- (6) 備品購入費
- (7) 印刷製本費
- (8) その他町長が認めるもの

(申請手続等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。

2 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を前項の申請を受けた日から30日以内に通知しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、町長に対して、当該年度の翌年度の4月末までに実績報告をしなければならない。

(交付時期)

第4条 補助金の交付時期は、町長が交付決定した日から30日以内とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 二宮町子ども野外研修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、子どもたちの健全育成を図り、併せて地域の子どもたちの交流の場を提供することを目的として開催される二宮町子ども野外研修に要する運営を行う二宮町子ども会育成会連絡協議会に対し、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用料及び賃借料
- (2) 消耗品費
- (3) 保険料
- (4) 通信運搬費
- (5) 賄材料費
- (6) 備品購入費
- (7) 印刷製本費
- (8) その他町長が認めるもの

(交付基準)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる基準により交付するものとする。

- (1) 補助率 100%
- (2) 補助限度額 1,200,000円
- (3) 算定方法 補助対象経費×100%

(申請手続等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。

- 2 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を前項の申請を受けた日から30日以内に通知しなければならない。
- 3 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、町長に対し

て、当該年度の3月末までに実績報告をしなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する町長が定める軽微な変更は、次の各号に掲げた事項のいずれかに該当するものをいう。

(1) 事業費の減額が交付額の20%以内のもの。

(2) 補助対象経費の区分の変更を伴うものにあつては、補助対象経費の合計額が増加しないもの。

(交付時期)

第6条 この補助金は、町長が交付決定した日から30日以内に全部又は一部を概算払いで交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 補助事業者は、規則第13条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合、同条第2項の規定により3月末までに当該差額を返還しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 二宮町成人祝賀会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、二宮町成人祝賀会において新成人相互の交流等を図るため、二宮町の新成人の実行委員会が行う成人祝賀会事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。

(補助対象経費の範囲)

第2条 補助対象経費は、次の各号に掲げる事業の経費の合計とする。

- (1) 謝礼
- (2) 使用料及び賃借料
- (3) 消耗品費
- (4) 通信運搬費

(交付基準)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる基準により交付するものとする。

- (1) 補助率 100%
- (2) 補助限度額 100,000円
- (3) 算定方法 補助対象経費×100%

(申請手続等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。

2 町長は、前項による申請があったときには、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を前項の申請を受けた日から30日以内に通知しなければならない。

3 補助金を受けた者は、町長に対して当該年度の3月末までに規則第12条に規定する実績報告書を提出しなければならない。

(交付時期)

第5条 この補助金は、町長が交付決定した日から30日以内に交付するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第5項に規定するその他町長が必要と認める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場

合には、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならないこと。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する町長が定める軽微な変更は、次の各号に掲げた事項のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業費の減額が交付額の20%以内のもの。
- (2) 補助対象経費の区分の変更を伴うものにあたっては、補助対象経費の合計額が増加しないもの。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 二宮町指定文化財管理等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町長は、二宮町指定文化財（以下「指定文化財」という。）の保存のため、指定文化財の所有者又は管理者、保持者（保持団体を含む）（以下「所有者等」という。）が行う事業に要する経費に対し、二宮町文化財保護条例（平成2年条例第11号）に基づき、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。

### (対象者)

第2条 補助の対象者は、指定文化財を日常的に管理、保存をしている所有者等とする。ただし、二宮町が管理者である場合は除く。

### (交付基準)

第3条 この補助金は、別表に定める基準により交付するものとする。

### (申請手続等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請書に係る手続きをし、提出期日は、町長が別に定める期日とする。

2 町長は、前項による申請があったときは、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を前条の申請を受けた日から30日以内に、申請者に通知しなければならない。

3 補助金を受けた者は、町長に対して、翌年度の4月末までに実績報告をしなければならない。

### (交付時期)

第5条 補助金の交付時期は、町長が決定をした日から30日以内とする。

### (交付の条件)

第6条 規則第6条第5項に規定するその他町長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに町長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する町長が定める軽微な変更は、次の各号に掲げた事項のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業費の減額が交付額の20%以内のもの。
- (2) 補助対象経費の区分の変更を伴うものにあたっては、補助対象経費の合計額が増加しないもの。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
(指定文化財保存修理等補助金交付要綱の廃止)
- 2 指定文化財保存修理等補助金交付要綱(平成7年4月1日施行)は、廃止する。



別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
<p>1. 指定文化財に係る管理事業</p> <p>(1) 有形文化財の管理、防災又は公開等の事業</p> <p>(2) 無形文化財の管理、防災又は公開等の事業</p> <p>(3) 民俗文化財の記録の作成、伝承者の養成、保存又は公開等の事業</p> <p>(4) 史跡、天然記念物の管理事業</p>	<p>算定基準</p> <p>1 指定文化財につき、70,000 円以内</p>	<p>算定基準により算定した額を限度とする。</p>
<p>2. 指定文化財に係る保存修理事業</p> <p>(1) 有形文化財の本体解体修理並びに付随するもの等の修理事業</p> <p>(2) 無形文化財、民俗文化財の道具類等の保存に供する修理事業</p> <p>(3) 史跡、天然記念物の枯損木の伐採等の保存修理事業</p> <p>(4) その他文化財の保存に関し、教育委員会が必要と認める事業</p>	<p>算定基準</p> <p>1 指定文化財につき、保存修理経費 500,000 円×1 / 2 を上限</p>	

## 二宮町伝統芸能等保存育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、地域に伝わる伝統芸能を保存継承し、後継者を育成する団体に対し、団体の運営及び活動に対し支援をするため、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、地域の伝統芸能及び後継者の育成を図り、伝統行事等のための諸活動に努めている次に掲げる町内の団体とする。

- (1) 二宮町民俗芸能保存会連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）
- (2) 連絡協議会に加盟する団体（以下「連絡協議会加盟団体」という。）
- (3) 神奈川県立二宮高等学校相模人形部（以下「相模人形部」という。）
- (4) その他町長が認める団体

(交付基準)

第3条 この補助金は、別表に定める基準により交付するものとする。

(申請手続等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。この場合において、連絡協議会は、連絡協議会加盟団体に代わり申請することができる。

- 2 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を前項の申請を受けた日から30日以内に通知しなければならない。
- 3 補助金の交付を受けた者は、町長に対して、当該年度の翌年度の5月末までに実績報告をしなければならない。

(交付時期)

第5条 補助金の交付時期は、町長が交付決定した日から30日以内とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業名	事業内容	補助対象経費	補助率
伝統芸能 保存継承 及び育成 事業	活動を活発 化させるた めの基本的 な活動に係 る資金の支 援	算出基準 次の算出基準により算 定した額 1 連絡協議会に対し 40,000円以内 2 1 連絡協議会加盟 団体につき20,000円 以内 3 相模人形部に対し 50,000円以内	算出基準により 算定した額を限 度とする。
	「二宮町民 俗芸能のつ どい」招待 芸能に係る 謝金	算出基準 次の算出基準により算 定した額 1 招待芸能団体につ き40,000円以内	

## 二宮町 P T A 連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町長は、児童生徒の健全な育成や会員の資質向上を図るため、社会教育法上の社会教育関係団体であり、本町小・中学校 P T A の協議会である二宮町 P T A 連絡協議会（以下「協議会」という。）が行う事業費の一部に対し、二宮町補助金交付規則（平成 30 年二宮町規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) P T A 活動の充実発展のために関係機関及び団体と連携した事業
- (2) 各種研修会、交流会、講演会、大会等参加事業
- (3) その他 P T A 活動を推進するために必要な事業
- (4) その他町長が認める事業

(補助対象経費の範囲)

第 3 条 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費の合計とする。

- (1) 報償費（講師謝礼については、旅費を含む妥当な額）
- (2) 使用料及び賃借料
- (3) 燃料費
- (4) 印刷費
- (5) 消耗品費及び材料費
- (6) 通信運搬費、保険料
- (7) 旅費（慰労的な視察研修に係るものを除く。）
- (8) その他町長が適当と認めるもの。

(交付基準)

第 4 条 この補助金は、次の各号に掲げる基準により交付するものとする。

- (1) 補助率 50%
- (2) 補助限度額 180,000 円
- (3) 算定方法 補助対象経費×50%（千円未満切り捨て）

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項に規定するその他町長が必要と認める条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助事業に係わる経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する町長が定める軽微な変更は、次の各号に掲げた事項の全てに該当するものをいう。

- (1) 補助対象経費の総額の20%に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更  
(申請手続等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業開始の30日前までに、規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。

- 2 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を前項の申請を受けた日から30日以内に通知しなければならない。
- 3 補助金の交付を受けた者は、町長に対して、当該補助事業の完了した日の翌日から30日を経過する日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに規則第11条に規定する実績報告をしなければならない。

(交付時期)

第8条 補助金の交付時期は、町長が交付決定した日から30日以内とし、全部又は一部を概算払いとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
(二宮町PTA家庭教育学級補助金交付要綱の廃止)
- 2 二宮町PTA家庭教育学級補助金交付要綱(平成23年4月1日施行)は、廃止する。

## 二宮町市町村対抗駅伝競走大会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町長は、本町において神奈川県内各市町村相互の交流を図り、併せて県民のスポーツ水準の向上に資する目的として開催されるかながわ駅伝競走大会（以下「補助事業」という。）に要する運営を行う二宮町体育協会に対し、補助金を交付することに関して、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。

### (補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、消耗品費、燃料費、保険料で、町長が必要であると認めるものとする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額の範囲内において町長が定める額とする。

### (申請手続等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。

2 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を前項の申請を受けた日から30日以内に通知しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、町長に対して、当該年度の3月末までに実績報告をしなければならない。

### (交付時期)

第5条 補助金の交付時期は、町長が交付決定した日から30日以内とする。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

1	開催日時	平成 30 年 3 月 22 日 (木) 18 : 30 ~ 20 : 00			
2	開催場所	二宮町民センター 2A クラブ室			
3	内容	クルマの未来を考えよう			
4	講師	岡野 敏彦 (日産自動車総合研究所研究員 二宮町教育委員)			
5	謝礼	なし			
6	参加者	教職員	2 名	小学生	10 名
		町民	4 名	幼稚園児	1 名
		行政	3 名	保護者	4 名
		スタッフ	1 名	その他 (教芸社員)	1 名
					計 26 名
7	アンケート回収数	19 名			

## 8 アンケートより

① 「第 8 回 にのみや 子ども はぐくみ塾」の開催をどのように知ったか。(複数回答)

- ①町の HP (1) ②教育委員会からのお知らせ (5)  
 ③知人の紹介 (8) ⑤フェイスブック (2) ⑥その他 (2) ⑦未記入 (1)

② これまでの参加回数

- ①初めて (5名) ②2 回以上 (14 名) ※昨年度参加回数も含む

③ 内容についての感想

	1 参考になった 2 参考にならなかった	意見
1	1	自分はしょうらい車のデザイナーになるのでためになりました。(小学生)
2	1	今回の内容につづけて環境問題を調べてみたい (小学生)
3	1	すごく上手におしえてもらったのでうれしかったです。(小学生)
4	1	ほんとうにくるまは空をとべるんですか。くるまのことがばっかでぜったいはすれます。(小学生)
5	1	想像もつかない未来の車ですが、災害にも役立てて欲しいですね。(ペーパードライバーの方、身体に不自由な方、高齢者の方々の苦手とする補助的役目にも活躍して頂く事を期待し、私もいつか楽しんで運転してみたいです。(保護者)
6	1	子どもが車好きなので 1 年生で早いかなと思いましたがとても楽しく学ぶ事ができました。(保護者)
7	1	とてもたのしかったし、話を聞いてワクワクしました。私も 10 才に戻りたいよー！！ たくさん子どもたちにきいてほしい内容でした。岡野さんからのメッセージに目頭が熱くなりました。(保護者)
8	1	最後の子どもに対するメッセージがとてもよかったです。低学年の子どもには難しかったようですが、付添の保護者はとても勉強になりました。ありがとうございました。(保護者)
9	1	エンジニアからのメッセージが良かった。(町民)
10	1	子ども達への対応の仕方が役立った。(町民)
11	1	・「エンジニアが一人の人の生活、人生を変える」に感動しました。 ・2045 年に AI が人間の知能を超えるという情報、驚きました。(町民)
12	1	今回は今までとちがって小学生が多く参加して下さり、とても良かったと思います。今後とも子どもとともに学ぶ機会を作っていただけたらありがたいです。(教職員)
13	1	「技術は人のため」という言葉がすごく印象に残りました。人間が人工知能に支配されるのではなく、あくまでも人間が中心であることを改めて実感しました。また、エンジニアの仕事ってみんなの未来を豊かにするすてきな仕事だと思いました。

14	1	同じ企業に勤めるものとして誰かのためになる仕事をしていきたいと思う内容でした。勉強になりました。(教芸社員)
----	---	--

9 「にのみや 子ども はぐくみ塾」についての意見・要望

3	ためになりました。
5	もっと周知に知って頂きたい程、大切な課題を行って頂いていますが、今回の様に子供も一緒に考える力を延ばせる企画にも期待致します。
6	終わってしまうのが本当に残念です。
7	どのような形にかわるのかわかりませんが学びの場はとても大切でぜひ今後も続けてほしいです。
9	多くの人に関心を持つ教育領域のあらゆるテーマを取り上げて欲しい。
12	今後とも続けていただけたらありがたいです。
13	いつもすてきな学びの場をありがとうございました。
14	今後も広く町民以外の方にも来てもらえるようになればと願っております。



## 平成30年度5月定例教育委員会議予定

- 1 日 時 平成30年5月18日(金) 9時30分から
- 2 場 所 二宮町町民センター 2Aクラブ室
- 3 付議事項  
(1) 平成31年度二宮町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について
- 4 報告・協議事項  
(1) 平成30年度小・中学校学級編制及び児童生徒数について  
(2) その他

(定例会終了後) 学校給食試食(給食費を当日徴収させていただきます。)

13時30分 第1回総合教育会議(第一会議室)

### ※出席を要する主な行事

- |          |        |  |
|----------|--------|--|
| 5月12日(土) | 8時50分  | 二宮西中学校体育祭                                  |
| 5月18日(金) | 9時30分  | 5月定例教育委員会議(町民センター2Aクラブ室)                   |
|          | 13時30分 | 第1回総合教育会議(第一会議室)                           |
| 5月25日(金) |        | 平成30年度関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会<br>(藤枝市)        |
| 5月26日(土) | 8時40分  | 二宮中学校汐鳴祭体育の部                               |
| 6月2日(土)  | 9時00分  | 二宮小学校運動会                                   |
|          | 9時00分  | 一色小学校運動会                                   |
| 6月29日(金) | 9時30分  | 6月定例教育委員会議(町民センター2Aクラブ室)<br>(午後) 一色小学校学校訪問 |